

## 生物多様性国家戦略の改定（案）に関する意見（パブリックコメント）

2012年8月5日提出

宛先：環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性地球戦略企画室

[1]氏名：認定特定非営利活動法人トラ・ゾウ保護基金（JTEF） 坂元雅行（担当）

[2]住所：105-0001 東京都港区虎ノ門2-5-4 末広ビル5階

[3]メールアドレス・電話番号：[yukisakamoto@jtef.jp](mailto:yukisakamoto@jtef.jp) 03-3595-8089

[4]意見

### 第1部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略

#### 第3章 生物多様性の保全及び持続可能な利用の目標

##### 第2節 自然共生社会における国土のグランドデザイン

・55頁9行目

次のとおり修文する（修文箇所は下線部）。

総人口の減少により国土の利用に余裕を見出せる中で、人が住まなくなることにより管理の維持発展が困難と見込まれる土地については、自然の遷移にまかせて森林に移行させることによって人為的影響の少ない野生生物の生息地に還し、一方で将来に向けた管理の維持発展が見込まれる土地については、地域資源を・・・

### 第4章 生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本方針

#### 第1節 基本的視点

・67頁13行目

冒頭に「国内、地域および地球規模のすべてのレベルでの実現」の項を新設し、国の国際的責務および日本の国民の暮らしと経済発展が地球規模の生物多様性に依存している事実を踏まえた記述とすること。

#### 第2節 基本戦略

##### 4 地球規模の視野を持って行動する

・89頁23行目

国内需要による地球規模の生物多様性保全に対する負荷を低減するため、国内自然資源管理の適正化、国外自然資源に対する需要の低減並びに輸入及び国内流通管理の適正化を推進する旨、明記する。

### 第2部 愛知目標の達成に向けたロードマップ

#### 2 愛知目標の達成に向けた我が国の個別目標の設定

・102頁9行目

次のとおり修文する（修文箇所は下線部）。

人口減少により管理の維持発展が困難と見込まれるために自然生息地に還すべき土地を、土地利用に係る国の計画に位置づけることを含め、必要な取り組みを行う。

・ 102頁11行目

次のとおり修文する（修文箇所は下線部）。

鳥獣の自然生息地の回復・拡大に伴い緩衝帯の整備及び物理的障壁の設置等の人間活動が盛んな区域との間の棲み分けのための措置、鳥獣の個体数管理等の鳥獣保護管理施策の実施のため、・・・

・ 106頁3行目

人口減少により管理の維持発展が困難と見込まれるために自然生息地に還すべき土地を、土地利用に係る国の計画に位置づけることを含め、生態系ネットワークの計画手法や実現手法の検討を深め、さまざまな空間レベルにおける計画策定や事業実施に向けた条件整備を進める。・・・（環境省、農林水産省、国土交通省）

・ 108頁5行目

次のとおり修文する（修文箇所は下線部）。

持続的な森林経営を確立し、多様で健全な森林の整備・保全を推進することで水源涵養等の多面的機能の発揮を図りつつ、国外自然資源に対する需要を低減するための国内木材生産機能を高めるとともに、木材の輸入及び国内流通管理の適正化を推進する。（農林水産省）

### 第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

#### （第3部全般）

・ 115頁

個々の行動計画が、「第2部 愛知目標の達成に向けたロードマップ」のどの「主要行動目標」と対応するのか明記する。

#### 第1章 国土空間的施策

#### 第1節 生態系ネットワーク

・ 115頁12行目

次のとおり修文する（修文箇所は下線部）。

・・・生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）をランドスケープ単位で維持・形成していくこと、つまり、そこで起こりうる様々な土地利用（農地や宅地などの整備、森林、河川、海岸などの管理、漁業の調整、各種インフラ整備など）を計画段階で調整し、ランドスケープ内の生態系が丸ごとその自然な営みを続けられるようにすることが必要です。

・ 115頁13行目以下

「生態系ネットワークの形成」は、すべて「生態系ネットワークの維持・形成」に修文する。）

・ 115頁32行目

広域圏レベルなどにおいて具体的に生態系ネットワークの形成を進めていくことが重要であることから、関係省庁間の緊密な連携のもと、現状の把握、人口減少により管理の維持発展が困難と見込まれるために自然生息地に還すべき土地を、土地利用に係る国の計画に位置づけることをはじめ、その実施に向けた方策を検討します。（環境省、農林水産省、国土交通省）

・ 116頁5行目

次のとおり修文する（修文箇所は下線部）。

緑の基本計画、河川整備計画、農業振興地域整備計画など各種土地利用等の計画において、ランド・スケープからそれ以下の単位に至る各レベルの生態系ネットワークの維持・形成を計画事項とし、事業者はその重要性を浸透させるとともに、効果的に計画を実施します。

・ 122頁9行目

次のとおり修文する（修文箇所は下線部）。

絶滅のおそれのある野生動植物の種を回復させ安定した存続を確保するためには、生息・生育地の確保は欠かせないものであることから、必要に応じ鳥獣保護区、自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しながら、採食、育仔等種の生態上特に重要な区域や生息・生育環境が良好に維持されている区域を管理地区に指定するとともに、森林環境では河畔林や低い尾根または分水嶺、森林が分断された区域では帯状あるいは飛び石状に続く森林パッチまたは緑地等分散または加入経路と推定される区域をコリドーとして監視地区に指定するなど、生息地等保護区の指定の推進を図ります。・・・

・ 122頁17行目

次のとおり修文する（修文箇所は下線部）。

対象種の生息・生育状況のモニタリングに努め

## 第6節 田園地域・里地里山

・ 145頁4行目

以下のとおり、生物多様性保全をより重視した農地整備の推進に関する記述を組み込む。

「都道府県の土地利用基本計画において農業地域が区分され、その一部が市町村の農業振興地域整備計画（農地利用計画）によって農用地区域に指定されています。農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることにかんがみ、土地改良、農用地造成等の農業生産基盤の整備が計画的に推進されます。しかし、農地は、もともと自然地域を改変して整備されるものであることから、絶滅危惧種を含む野生生物の生息地が農用地区域内に存在する場合があります。また、農用地区域を除く農業振興地域内の農地等では、土地改良等による近代化した計画的農業よりも粗放的な農業が行われ、特に良好な生息地となっている場合があります。

そこで、野生生物の生息地保全ないし自然生態系の保全との調和をいっそう図る農地整備のあり方が求められています。」

・ 148頁7行目

次のとおり新たな項目を加入する。

○土地利用基本計画及び農業振興地域整備計画等農地整備にかかわる計画において、生態系の機能と野生生物の生息状況を損なわないよう、農業振興地域・農用地区域のゾーニング、土地改良事業、耕作放棄地再生利用事業等各種関連事業の実施のあり方を調整するために必要な制度的な

措置をとります。(農林水産省)

## 第2章 横断的・基盤的施策

(基本的考え方)

・ 190頁9行目と10行目との間

以下の文を挿入する。

野生生物の適正な保護と管理のもっとも重要な一角は、土地利用と野生生物の生息地利用との関係の調整です。今後人口減少により管理の維持発展が困難と見込まれる土地は自然生息地に還していくこととなりますが、それに伴って緩衝帯の整備及び物理的障壁の設置等の措置が必要となります。

### 1 絶滅のおそれのある種と生息・生育環境の保全

#### 1.2 希少野生動植物種の保存

・ 191頁37行目

次のとおり修文する(修文箇所は下線部)。

絶滅のおそれのある野生動植物の種を回復させ安定した存続を確保するためには、生息・生育地の確保は欠かせないものであることから、必要に応じ鳥獣保護区、自然公園など関連する他の制度における保護施策とも緊密に連携しながら、採食、育仔等種の生態上特に重要な区域や生息・生育環境が良好に維持されている区域を管理地区に指定するとともに、森林環境では河畔林や低い尾根または分水嶺、森林が分断された区域では帯状あるいは飛び石状に続く森林パッチまたは緑地等分散または加入経路と推定される区域をコリドーとして監視地区に指定するなど、生息地等保護区の指定の推進を図ります。・・・

・ 192頁4行目

次のとおり修文する(修文箇所は下線部)。

対象種の生息・生育状況のモニタリングに努め

### 2 鳥獣の保護管理等

#### 2.3 科学的・計画的な保護管理

・ 194頁5行目

次のとおり新たな項目を加入する。

〇ツキノワグマなど有害捕獲数の年変動が大きく捕獲数が多い年は相当量にのぼることがある種については、捕獲許可実績が捕獲数が少ない年の実績を大きく上回らない慎重な捕獲許可の確保及び捕殺に代わる学習放獣の積極的実施を、地方自治体と連携して推進します(環境省)。

・ 194頁19行目

次のとおり新たな項目を加入する。

〇ツキノワグマなど有害捕獲の慎重かつ抑制的な運用が必要な鳥獣については、今後人口減少により管理の維持発展が困難と見込まれる土地は自然生息地に還しつつ、それに伴って緩衝帯の整

備及び物理的障壁の設置等の対応をとります。(環境省、農林水産省、国土交通省)

## 第7節 国際的取組みの推進

(基本的考え方)

・214頁5行目

冒頭で、「国際的取組の推進」が、国の国際的責務であることおよび日本の国民の暮らしと経済発展が地球規模の生物多様性に依存していることを明確に述べること。

ついて、次いで、その中における日本国内の生物多様性の位置づけについて認識を示すべき。

### 2.3 ワシントン条約

・217頁24行目

次のとおり新たな段落を加入する。

○ 国際取引の規制の実効性を高めるための、および捕獲・採取規制を補完するための国内取引の規制を強化し、個々の個体等の出所を追跡し、背後にある違法な取引を捕捉できるようにします。(環境省、経済産業省、農林水産省、厚生労働省)

### 4 開発途上国への支援及び協力

・225頁14行目 「NGOによる草の根支援を通じた開発途上国への支援及び協力の推進」に関する項目を新設すること。

以上